

平成 30 年度

戦略的情報通信研究開発推進事業
(国際標準獲得型)

～「スマートシティ（相互運用性）」及び
「5G（アプリケーション）」に関する公募～

—提案要領—

公募期間：平成 29 年 10 月 31 日（火）～
平成 30 年 1 月 31 日（水）（17:00（日本標準時））

なお、本公募は、平成 30 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように
するため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。実際の事業実施は、平成
30 年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもあります
ので、あらかじめご了承ください。

総務省

目 次

1	事業の概要.....	2
2	公募する研究開発課題.....	2
3	提案要件.....	5
4	研究開発期間.....	5
5	研究開発経費.....	6
6	委託先候補の選定及び採択.....	6
7	翌年度以降の研究開発の実施.....	7
8	提案の手続.....	8
9	提案に係る留意事項.....	9
10	委託研究契約等.....	12
11	研究開発実施上の留意点.....	14
12	研究成果等.....	15
資料 1	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針.....	18

1 事業の概要

戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型）（以下「本事業」という。）は、研究成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的とし、総務省と外国政府が定める研究開発課題において、日本と外国の研究機関が共同で研究開発を実施する課題に対して、総務省が日本の研究機関に対して研究開発の委託を行う競争的資金制度¹です。

総務省は、平成 29 年 10 月 4 日に東京で開催された「第 23 回日欧 ICT 政策対話」において、欧州委員会（通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局）（以下「EC」という。）との間で日欧共同研究の更なる推進について合意したことを受け、平成 30 年度から、欧州連合（以下「EU」という。）加盟国²の研究機関と共同で研究開発を実施する研究開発課題に対して研究開発の委託を行います。

本提案要領は、EU 加盟国内に設置された大学、民間企業、地方公共団体等の研究機関に所属する研究者（以下「EU の研究開発実施者」という。）との間で共同提案する、日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、地方公共団体等の研究機関に所属する研究者（提案者）（以下「日本の研究開発実施者」という。）に対するものです。

日本の研究開発実施者は、「研究代表者」（研究提案者）及び「研究分担者」により構成されます。日本の研究開発実施者のうち、代表者一人を「研究代表者」とし、当該研究代表者と協力して研究開発を分担する研究者を「研究分担者」とします。

2 公募する研究開発課題

本事業の公募は、次の研究開発課題を対象とします。

- (1) スマートシティに関連した IoT 機器/プラットフォームの相互運用可能な技術
(Advanced technologies (Security/Cloud/IoT/Big Data) for a hyper-connected society in the context of Smart Cities のうち Interoperable technologies of IoT devices/platforms in the context of Smart Cities : スマートシティ（相互運用性））：研究開発課題のコード³ EUJ-01-2018

① 課題の背景

日欧共同研究開発においてこれまでに取り組まれたビッグデータ/クラウド/IoT に関する研究開発の統合や連携をフォローすると、セキュリティやプライ

¹ 競争的資金制度：研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、当該課題を実施するための研究開発資金を研究者等に配分する制度です。

² EU 加盟国には、EC と協定を結んだ associated country が含まれます。この資料において以下同じ。
<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

³ 「HORIZON2020 WORK PROGRAMME 2018-2020」で公表する研究課題項目です。
<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

バシーの高度化、センサーやスマート端末、データの量が増える場合にどう対処するかといったことが残された課題として考えられています。

日欧は、サイバーセキュリティシステムや拡張現実の分野で優れた能力を有しています。特に、セキュリティ分野の重大性は近年増大しており、機器へのマルウェア攻撃に対するインテリジェントな検知及び対策、脆弱性自動検出/自動修復、分析と IoT/ビッグデータのアプリケーションを提供することが可能であり、セキュリティ、クラウド及び IoT/ビッグデータの技術を組み合わせた先端技術に基づく、単純で効率的かつ信頼可能なシステムが必要とされています。これらのすべてにおいて、先端的なクラウドとエッジコンピューティング技術、相互運用可能な IoT 機器とプラットフォームが望まれています。

セキュリティ技術を含む新しい要求条件は、クラウド/IoT プラットフォームや関連サービス、特に技術やアプリケーションのクロスボーダのデモンストレーションに対して大きなインパクトを持つものと考えられます。

さらに、スマートシティ分野（エネルギー、社会インフラ、交通・輸送、ヘルスケア、防災・防犯等）においては、日欧協力の核となる様々な IoT 機器、オープンソース、標準、ソフトウェア開発キット、共通 API が接続される IoT プラットフォームでの多様な事業者・分野間の連携を促進するため、IoT 機器／プラットフォームの相互運用性への関心が非常に高い状況にあります。

② 研究開発課題

研究対象は、スマートシティに関連した IoT 機器／プラットフォームの相互運用可能な技術の研究開発及び実証を行うことです。特に、エッジ/フォグ/クラウドコンピューティング、低消費電力、拡張性、オープンな標準がベースとなったプラットフォーム、システム／リファレンス・アーキテクチャ、オープンな API、クロスマーケット/カルチャー間のデータ共有、異なったコミュニティや地域での分散データ管理、異なった標準間のブリッジング、技術検証、クロスボーダ・アプリケーションの実証、エネルギーマネジメント、交通システム、生活インフラのメンテナンス・システム等の技術の研究開発が期待されています。加えて、日欧の研究機関や IoT 関連コンソーシアム（例えば、AIOTI と IoT 推進コンソーシアム）の連携を通じ、スマートシティ分野の標準化活動に貢献しつつ、研究成果の国際展開を促進します。

③ 期待する効果

- ア ポリシー/法制度の障害を特定する頑健で相互運用可能な技術を用いた、クロスボーダ・ビジネス及び/又は社会的なアプリケーションに基づく信頼できるデモンストレーション（例えば、データの自由な流通、データ保護、データ・ポータビリティ等）
- イ 標準化の候補となるセキュリティを含む IoT、クラウド及びビッグデータを統合した相互運用可能なソリューションの具体的実装
- ウ クラウド利用可能で、かつ、セキュアで信頼できる IoT/ビッグデータのアプリケーション開発の促進（例えば、インテリジェント・セキュリティシステム、可視化技術及びデバイス/インターフェースの統合）
- エ スマートシティの関連データの利用促進と、都市及び地方の行政運営におけ

る新しい効率的なサービスの創出
オ 日欧の研究機関や IoT 関連フォーラム（例えば、AIOTI と IoT 推進コンソーシアム）の連携を通じた標準化活動への貢献

- (2) 5G*アプリケーションのための大規模なデモンストレーションと実証 (5G and Beyond のうち Large-scale demonstrations and trials towards 5G applications: 5G (アプリケーション)): 研究開発課題のコード⁴EIJ-02-2018
※ 第5世代移動通信システム

① 課題の背景

2018 年～2020 年の 5G 関連活動における日欧共同研究開発の次のフェーズは、技術とシステムのデモンストレーション・実証です。よって課題は、2 つの地域（日欧）の関心事項である IMT-2020 標準の初期段階を見据えた 5G アプリケーションのための技術とシステムの相互運用性のデモンストレーションに加え、長期の課題として Beyond 5G の取組を促進することです。

全体的な目的は、これまでの日欧共同研究開発における 5G に関する研究開発の研究成果から得られた、実際にセットアップした革新的なエンドツーエンドの 5G システムを評価することです。周波数帯と異なる受信範囲の要求による周波数利用の最適化及び地域間の相互運用性の検証が主な対象となります。

② 研究開発課題

本研究開発課題の目的は、欧州と日本のアプリケーションの開発者と研究者が 5G の統合されたアクセス/コアネットワークのインフラとテストベッドの利益を享受できるような技術の研究開発及び実証であり、最先端の 5G のシステムや技術の適用性、IMT-2020 標準の初期段階を示すことです。

5G アプリケーションのための大規模なデモンストレーションと実証については、実証用のオープン環境により、5G の指標作成のための 5G インフラの適用性を示すとともに、国際的な研究開発及び標準化へ貢献するために統合された環境を利用する必要があります。

ここでの対象は、高度化されたモバイルブロードバンド (eMBB) や密集地でのブロードバンドアクセスをユースケースにした 5G アプリケーションの実証/デモンストレーションです。典型的なアプリケーションのシナリオは、モバイルの 3D 体験や超高精細なライブビデオ、HD ビデオ共有等が挙げられますが、これらに限定するものではありません。また、典型的な実証/デモンストレーションの環境には、ユーザ密度の高いショッピングモールやスタジアム、混雑した公共道路等が含まれます。

5G エコシステムの世界的な発展とともに現れる新たな機会を広げ、革新的な解決策を試すため、日欧からの企業の参加、特に中小企業の参加が鍵となります。

⁴ 「HORIZON2020 WORK PROGRAMME 2018-2020」で公表する研究課題項目です。
<http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

③ 期待する効果

- ア オープンな 5G アプリケーションを収容する大規模な共同デモンストレーション
- イ 5G ネットワークのための国際的な相互運用性のデモンストレーション
- ウ SDN/NFV の分野において協調した標準を含む、3GPP リリース 14 で開始された 5G の標準化ロードマップへの支援。EU と日本の共同研究の成果により、5GMF と Horizon2020 を通じて 5G の標準化へ貢献するとともに、WRC19 の 5G 周波数プロセスへも貢献すること
- エ 関連団体（例えば、3GPP や ITU-R）、特に 5G のフェーズ 2 の標準化（beyond eMBB）と IMT-2020 の周波数協調の観点における国際的な 5G の仕様への貢献
- オ アプリケーションと新規周波数における無線技術のオープンで新たな見通しを立てること
- カ WRC19 の議題 1.15 における 275GHz 以上の陸上移動及び固定業務への周波数特定プロセスへ貢献した、ミリ波及びサブミリ波による無線リンクを目指した研究成果

3 提案要件

本公募に対する提案は、前項の研究開発課題に該当するものであり、日本と EU の研究機関が共同で提案し、その提案書が日本の研究開発実施者から総務省が定める期日・時間までに提出されたものに限りします。

EC においても、「HORIZON2020 WORK PROGRAMME 2018-2020⁵」を通じて、同期間に EU の研究開発実施者からの共同提案書を受け付けます。その際、EC への共同提案書は同一の内容であり、EC が定める期日・時間までに提出される必要があります。

総務省と EC の双方で同一内容の共同提案書が確認されない場合については採択の選考の対象となりません。

EU の研究開発実施者とは、EU 加盟国（EC と協定を結んだ associated country を含む。）内に設置された大学、民間企業、地方公共団体等の研究機関に限りします。共同提案を行いたい欧州の研究者が、EU の研究開発実施者に該当するののかについて疑義が生じる場合は、提出期限までに総務省及び EC の双方の事務局に確認⁶してから提出してください。

4 研究開発期間

平成 30 年度の契約締結日から最長 3 か年を予定しています。

契約は、平成 30 年 4 月以降の開始を予定していますが、最終的には、総務省と EC の協議により定めます。

研究開発期間は、本事業が平成 30 年度予算成立前の公募であることから、今後、変

⁵ <http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

⁶ EU 加盟国の要件確認に時間がかかる場合がありますので、十分時間に余裕をもって問合せをお願いします。

更となる可能性があります。また、翌年度以降の研究開発期間は、継続評価の結果及び予算編成上の都合により、見直しされる場合があります。

5 研究開発経費

研究開発経費は、日本の研究開発実施者を対象に支払われ、平成 30 年度は各課題で 67 百万円を上限（消費税込み・間接経費込み（間接経費は、直接経費の 30%を上限））とします。（上記 2 の「公募する研究開発課題」の（1）及び（2）に 1 つの提案の採択を予定。）

研究開発期間中の研究開発経費は、EC と同程度の約 201 百万円を上限とする見込みです。ただし、研究開発経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された額で契約が締結されるとは限りません。また、本事業は、平成 30 年度予算成立前の公募であることから、今後、公募内容等に変更となる可能性があります。翌年度以降の研究開発経費は、提案当初の研究費を契約金額として保証するものではなく、継続評価の結果及び予算編成上によって見直しされる可能性があります。

6 委託先候補の選定及び採択

日本の研究開発実施者から提案された提案書は、「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成 14 年 6 月制定、平成 27 年 4 月第 5 版改定）を踏まえて設定された評価基準をもとに、下記に示す総務省及び EC で合意した評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される国内の評価委員会、及び日本及び欧州双方から選出された評価委員で構成する総務省・EC 合同の評価委員会（以下「日欧合同評価委員会」という。）の二段階による評価を行い、その結果に基づき実施すべき研究開発課題を採択します。

（1）国内評価（第一次評価）

第一次評価は、主として情報通信技術に関する研究開発内容について高度に専門的な知見を有する専門委員の専門評価と、その専門評価の結果を踏まえ、当該事業の評価委員による総合評価を実施します。なお、必要に応じて提案書等の内容に関して提案者からのヒアリング等を実施する場合があります、実施した場合は聴取した事項も評価の対象とします。

また、EC においても、所定の手続きに則り、第一次評価を実施します。

（2）日欧合同評価（第二次評価）

第二次評価は、日本及び EU それぞれの第一次評価を受け、日欧合同評価委員会による評価を実施します。

（3）評価の観点

採択評価では、以下の評価項目・評価の観点による評価を実施します。

ただし、第二次評価では、上記評価項目・評価の観点に加えて、EC が公表する

HORIZON2020 の評価項目・評価の観点においても評価されます。

【評価項目・評価の観点】

評価項目	評価の観点
研究開発目的・内容について	・研究開発の必要性、方向性及び達成目標の妥当性 ・技術課題の新規性・革新性 ・研究開発方法、実施計画の品質と有効性
研究開発の実施体制・実施計画について	・研究開発の推進管理体制（マネジメント）の妥当性 ・研究者の資質と経験 ・研究者や研究機関の組み合わせ、役割分担の有効性、日欧の連携体制の有効性 ・予算計画の妥当性・正当性
研究開発の成果・波及効果	・提案要領に示された期待する効果の日欧への貢献度 ・研究成果の普及・展開方法、知的財産管理の妥当性 ・国際標準化・実用化・国際競争力強化、イノベーション・社会課題解決等への貢献

なお、研究開発課題の選定に係る評価は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

また、選考の経過については通知しません。お問い合わせにも応じられません。

（４）採択及び通知

総務省及び EC は、日欧合同評価委員会の評価結果を踏まえて、同一の採択候補を決定します。

総務省及び EC は、連携して採択候補となった提案者と当該研究開発の実施内容について調整を行い、研究計画の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、採択決定をします。

最終的な採択・不採択の結果は、総務省及び EC からそれぞれの研究提案者（代表者）あてに通知します。

7 翌年度以降の研究開発の実施

総務省は、翌年度以降の研究開発の実施にあたって、日本の研究開発実施者から、毎年度1月頃に継続提案書を提出していただき、進捗状況や研究成果等に関する継続評価を実施します。

その結果を踏まえ、プログラムディレクターの助言を受けたのち、次年度の研究開発の実施を決定します。そののち、新たに契約を締結し、研究開発を継続して実施することになります。

ただし、継続評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直し、研究開発そのものの中止等を指示することがあります。

評価に関する詳細については「戦略的情報通信研究開発推進事業（国際標準獲得型）評価の手引」を参照ください。特に、HORIZON2020において、総務省による評

価と時期を前後して別途実施される、日欧合同評価委員会における中間評価等にも対応いただく必要がありますのでご注意ください。

8 提案の手続

提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

(1) 提案に必要な準備作業

① 府省共通研究開発管理システム⁷（以下、「e-Rad」という。）への登録

本事業への提案では e-Rad を使用します。したがって、提案者締切日・時間までに e-Rad へ「所属研究機関」及び「研究者」の 2 つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本事業の提案は、研究代表者の所属研究機関及びすべての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及びすべての研究分担者の研究者登録が必要です。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

② 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本事業への提案では所定様式を用います。総務省の報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式等をダウンロードしてください。

(2) 公募期間

研究開発課題提案書の受付期間（公募期間）は、次のとおりです。

平成 29 年 10 月 31 日（火）～平成 30 年 1 月 31 日（水）（17：00（日本標準時）必着）

なお、公募期間を過ぎた提案書（e-Rad 登録・提出を含む。）は受け付けられませ

⁷ <http://www.e-rad.go.jp/>

e-Rad は、当該システムを通じて、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※）に、各種の情報を提供することがあります。

※政府研究開発データベース：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

ん。また、欧州の研究機関が EC の指定する日時までに提案書を提出しなかった場合、日本の提案書が提出されても、受理されません。逆も同様です。

(3) 提案方法

① 応募情報の e-Rad への登録

e-Rad を用いて、平成 30 年 1 月 31 日（水）17:00（日本標準時）（以下「期限」といいます。）までに本事業への応募情報を入力してください。

② 提案書の提出

提案書は、(3) ①とともに、上記(2)公募期間中に、総務省（提案書の提出先、問い合わせ先を参照。）あてに提案書 1 部、提案書の写し 1 部、提案書を保存した電子媒体 (CD) 一式及びその他提案に必要な書類一式を直接持ち込み又は郵送にて期限までに提出してください。なお、提出された提案書は返却いたしません。

(4) 提案に当たって

研究代表者は、責任を持って提案書を取りまとめた上で提出願います。提案書の記載事項に不明な点があった場合には、研究代表者あてに確認しますので、研究代表者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問い合わせに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」でご確認ください。

(5) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理事業は期限から 1 ヶ月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から 1 ヶ月以上経過後に確認してください。

(6) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表する予定です。

9 提案に係る留意事項

(1) 研究開発実施者の要件

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、地方公共団体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生⁸を除く。）であること。

⁸ 研究活動を本務とする研究者等が学生の身分を持つ場合は除く。

- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。
- ③ e-Rad に対して、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
- ④ すべての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施に当たって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理を研究機関が実施する必要があります。）
- ⑤ 研究代表者は、全研究開発期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。（大学院生等の学生やポストドクターが研究代表者になることはできません。）また、日本語及び英語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。
- ⑥ 研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。（ポストドクターは研究分担者になることができます。大学院生等の学生は研究分担者になることはできませんが、研究補助者⁹として研究の補助をすることはできます。）

（２）研究協力者

研究代表者及び研究分担者以外の者で、研究課題の遂行にあたり、協力を行う者が必要な場合は、研究開発を実施する者に含めることができます。ただし、協力を行う者は、当該事業の研究開発実施者でないため、当該事業の研究開発資金を使用することはできません。

（３）戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）等における研究開発実施者の重複の排除

本事業に新規提案する課題の研究代表者は、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）のすべてのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究開発実施者となることはできません。

本事業に新規提案する課題の研究分担者は、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）のすべてのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究代表者となることはできません。

戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）で既に研究開発を実施している課題の研究代表者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者及び研究分担者になることはできません。

戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）で既に研究開発を実施している研究分担者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者になることはできません。

⁹ 「研究補助者」とは、学生、アルバイト、パート、派遣社員等であって、雇用に関する責任を研究機関がすべての責任を持つことで雇用し、研究開発実施者の指示の下に本研究開発の補助を行う者をいいます。

ん。ただし、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式 11）」を提出することにより、既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることができます。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、不参画申請書により提出された既に実施中の研究開発の研究分担者に復帰することはできません。

上記の制限に係る新規提案であると認められる場合、該当するすべての新規提案課題を採択評価の対象から外します。

（４）個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された提案書における研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名は、本事業の運営以外の目的には使用しません。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び事業運用のために総務省が使用します。

（５）「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本事業は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本事業への提案に対して、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）¹⁰に従い、不合理な重複及び過度の集中を排除するために、各府省で次の措置を執ります。

① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部について他府省を含む競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。

② 不合理な重複及び過度の集中があった場合には、提案された課題が不採択又は採択取り消しとなる場合があります。

（６）他の研究助成等を受けている場合への対応

科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）¹¹等、競争的資金等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、不採択あるいは採択取り消しとなる場合があります。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することはできません。

¹⁰ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」 http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf
ただし、当該指針は、契約手続きの時点で最新の指針とします。また、「2 提案に係る留意事項」の考え方においても同様とします。

¹¹ エフォート（研究充当率）：研究者の年間（4月から翌年3月まで）の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消されたりする場合があります。また、本募集での審査途中に他事業への応募の採否が決定した場合には、総務省（「14 提案書の提出先、問い合わせ先」を参照。）まで速やかにご連絡ください。

（7）不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的資金制度において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、1 から 10 年間とします。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5 年間とします。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降、1 又は 2 年間とします。

（8）研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的資金による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2 から 10 年間とする。
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1 から 3 年間とする。

（9）人権及び利益の保護に関して

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行っておいてください。

10 委託研究契約等

採択された研究開発課題は、研究開発を実施する者が所属する日本の各研究機関と総務省との間で委託する研究開発の契約（以下委託研究契約という。）を締結し、委託

研究として研究開発を実施していただきます。その際、当該研究開発の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。

本事業の日本の委託研究契約に関する主な点は、次のとおりです。

(1) 契約期間

委託研究契約は単年度契約となります。次年度以降の委託研究契約については、継続評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）ことになります。

(2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で委託研究契約を締結します。研究開発実施者個人との間で委託研究契約を締結することはありません。

(3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関すべてと総務省との間で、個別に委託研究契約を締結します。

(4) 研究開発経費

研究開発経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。委託研究契約に係る経費についての説明は、別紙「研究開発経費の費目（競争的資金制度）」を参考にしてください。

ただし、研究開発経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託研究契約が締結されるとは限りません。また、契約期間中に当該委託研究と一体的に研究成果・応用の目的とした研究開発を想定しているための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

(5) 委託研究契約書

総務省が別途作成する「委託研究契約書」により契約していただきます。必要な契約条件が所属機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続き開始後、1ヶ月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(6) 欧州の研究機関等との共同研究契約等

共同研究を実施するにあたり、欧州及び日本の研究機関内のすべての機関間（研究協力者がいる場合には、研究協力者の所属する機関を含む。）で共同研究契約を締結することが必要となります。また、共同研究契約の締結にあたり、共同研究機関間で知的所有権について十分に話し合ってくださいようお願いします。特に、国の研究開発委託費により研究開発の期間中に得られた研究成果は、「産業技術力強化法」（平成12年4月19日法律第44号）により、一定の条件を満たしていただくことで、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。共同研究契約の締結の際には欧州の研究機関を含むすべての研究機関から本件の理解を得て、適切な共同研究契約等を締結することが必要となりますので、提案時には、この調整での合意事項など踏まえた共同研究契約等の最終案の提出が必要です。

(7) 実績報告書の作成

契約終了ごとに、当該年度の委託研究に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」及び「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。

11 研究開発実施上の留意点

(1) 研究開発実施者の雇用等

研究開発実施者及び研究補助者として新たに必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者等を雇用し、その人件費を研究開発経費の「人件費」として支払うことができます。当該雇用に関する責任はすべて所属研究機関に帰属します。

(2) 研究開発場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、所属研究機関の施設内とします。

研究開発に必要な物品等の調達は購入する場合の経費とリースの場合の経費の安価な方法としていただきます。なお、購入する場合は、以下のとおりとします。

(3) 物品の管理等

ア 管理・維持

原則として、契約先である研究機関が物品等の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとします。

イ 研究開発終了後の扱い

研究開発終了後、物品等の所有権は国に移ることとなります。当該設備の取扱いについては、別途協議することとします。

(4) 研究費の不正な使用への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正の概要（不正使用をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした担当者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

ます。

また、研究機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に従い、本事業における研究費の管理・監査について対応いただきます。

（５）研究上の不正への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本事業及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他省庁を含む他の競争的資金担当課に、当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。

また、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針」（平成18年10月総務省制定、平成27年4月21日改正）に従い、本事業における研究上の不正行為へ対応していただきます。加えて、平成26年9月19日、総合科学技術・イノベーション会議より「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」が示されたことを踏まえ、本事業においても契約締結時にあたって必要な対応を求める予定です。

（６）安全保障貿易管理¹²について（海外への技術漏洩への対処）

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

12 研究成果等

（１）研究成果報告書の作成

¹² 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。

毎年の契約終了ごとに「研究成果報告書」を提出していただきます。詳細は、別途指示をします。

(2) 終了報告書の作成

研究開発が終了した後、研究開発全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成していただきます。

(3) 研究成果の帰属

研究開発実施中に知的財産権が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、一定の条件の下、100%受託者側に帰属させることが可能です。

共同研究契約の締結の際には、外国の研究機関に本件を理解していただいた上で、適切な共同研究契約等を締結することが必要となります。

(4) 研究成果の公開・普及及び研究成果発表等

研究開発実施者は、本事業により得られた研究成果について、ホームページや関連学会等に発表することなど、研究成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表する際には、**本事業の研究成果である旨を必ず記載**していただきます。

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容、及び毎年度提出された研究成果報告書、終了報告書についても公表します。研究開発の終了後、総務省が指定する国際シンポジウム等で報告を行っていただくことがあります。詳細は、別途指示をします。

日本及びECが、合同で研究開発の進捗や研究成果等に関するレビュー及び研究開発の当初、中間及び終了後に研究報告会を実施することがあり、報告会の参加などにご協力いただきます。

(5) 追跡報告書等の作成

研究開発終了原則1年後と3年後に実施する追跡調査に回答をいただきます。また、終了評価時に、追跡評価を指定された課題については、追跡報告書（終了1～5年後）を提出していただきます。追跡評価を実施する場合は、終了評価の結果の通知によりお知らせします。

13 その他

本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、総務省のホームページ等でお知らせいたします。

14 提案書の提出先、問い合わせ先

提案書の提出、問い合わせ先は下記宛てにお願いします。

【提案書の提出先】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
総務省 国際戦略局 通信規格課 開発係 あて

【公募に関する問い合わせ先】

総務省 国際戦略局 通信規格課
担 当：岩佐課長補佐、藤田係長、吉川官
電 話：03-5253-5771 FAX：03-5253-5764

（共通：E-mail）international_standardization_atmark_ml.soumu.go.jp
（スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。）

資料1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

平成17年3月23日改正

平成21年3月27日改正

平成26年5月29日改正

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあっては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあっては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 報告

被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

* 「被配分機関の種類」については、代表的な機関を記載。

* 留意点： 配分機関により、運用は異なることがある（企業の取り扱い等）。

(別紙様式)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成〇〇年度）

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位：千円)

(収入)			
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考	
〇〇研究費補助金	〇〇, 〇〇〇		
〇〇制度	〇, 〇〇〇		
合 計	〇〇, 〇〇〇		
(支出)			
経費の項目	執行額	使 途	具体的な使用内容
1. 管理部門に係る経費			
①人件費	〇〇, 〇〇〇		
②物件費	〇, 〇〇〇		
③施設整備関連経費	〇, 〇〇〇		
④その他			
2. 研究部門に係る経費			
①人件費	〇, 〇〇〇		
②物件費	〇〇, 〇〇〇		
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇		
④その他			
3. その他の関連する事業部門に係る経費			
①人件費	〇, 〇〇〇		
②物件費	〇〇, 〇〇〇		
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇		
④その他			
合 計	〇〇, 〇〇〇		

※「競争的資金の種類」については、内閣府ホームページに掲載されている「競争的資金制度一覧」中の制度名を記入し、その競争的資金制度による間接経費を受け入れた額について記入してください。なお、当該ホームページ中に該当する制度名がない場合は、当該競争的資金制度の配分機関に確認してください。

(参考) 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

※「使途」については、(別表1)にある(ア)～(タ)の分類に沿って記入してください。(複数項目記入可)
(ア)～(タ)以外に使用した場合は、(チ)と記入してください。

※「具体的な使用内容」については、「使途」が(イ)～(エ)に該当する場合に、別表1の各項目にある具体的な使用内容を踏まえて、記入してください。また、(チ)に該当する場合も、具体的な使用内容について、記入してください。

2. 間接経費の使用結果に関する報告

(1) 被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか記載してください。

(「競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善」、「研究機関全体の機能の向上」の観点から記載してください。)

(2). 間接経費の使用について、該当する項目にチェックをしてください。

①間接経費の使用方針について

☐ 被配分機関の長の責任の下で間接経費の使用に関する方針を作成している。

☐ 被配分機関の長の責任の下で間接経費の使用に関する方針を作成していない。

→ 方針を作成していない場合は、間接経費の使用について、被配分機関の長の責任の下、どのように間接経費を運用しているか、具体的に記載してください。

②間接経費の使用について（複数選択可）

☐ 間接経費の一部（又は全て）は、被配分機関の長の判断に基づき使用している（研究者の要望を受けて機関の長が判断している場合を含む）。

☐ 間接経費の一部は部局（研究科・専攻等）に配分しており、部局が独自の判断で使用できるようにしている。

☐ 間接経費の一部を研究者に配分しており、研究者が独自の判断で使用できるようにしている。

→ 「間接経費の一部を研究者に配分しており、研究者が独自の判断で使用できるようにしている。」場合、直接経費で充当すべき支出に充当しないよう、どのように確認をしているのか、具体的に記載してください。

③間接経費の趣旨及び使途に係る説明について（複数選択可）

☐ 間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、競争的資金の配分を受けた研究者に説明をしている。

☐ 間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、競争的資金の配分を受けた研究者に説明していない。

→ 間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、競争的資金の配分を受けた研究者に説明している場合は、どのような手段により、研究者に説明をしているか、具体的に記載してください。

また、説明をしていない場合は、どのようにして間接経費の趣旨及び使途（使用計画等）について、周知をしているか、具体的に記載してください。